# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務

#### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

みよし市は、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねかいことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

みよし市長

#### 公表日

令和3年7月16日

[令和6年10月 様式2]

## I 関連情報

1				
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育 て支援事業に関する事務			
②事務の概要	児童福祉法及び子ども・子育て支援法、その他の児童福祉に関する法令規則に基づき、教育・保育施設等の利用に係る以下の事務を行う。 児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき、未移行幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業等の利用に係る以下の事務を行う。 ①支給認定申請の受付及び保育の必要性・必要量の決定に関する事務 ②施設等利用給付認定に関する事務 ③保育所等の利用申込申請の受付及び利用調整、決定に関する事務 ④保育所等の入退所管理に関する事務 ⑤世帯状況や世帯員の税額等から利用者負担金の算出、決定、徴収に関する事務 ⑥給付費の決定、支給に関する事務 ⑦施設等利用費の決定、支給に関する事務			
③システムの名称	福祉総合システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー			
2. 特定個人情報ファイル	名			
教育・保育情報ファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の127の項			
4. 情報提供ネットワークシ	レステムによる情報連携			
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定			
②法令上の根拠	【特定個人情報を照会できる根拠】番号法第19条第8号 別表の127の項			
5. 評価実施機関における	担当部署			
①部署	こども未来部保育課			
②所属長の役職名	保育課長			
6. 他の評価実施機関				
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求			
請求先	総務部総務課 〒470-0224 愛知県みよし市三好町小坂50 (0561)32-2111			
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ				
連絡先	こども未来部保育課 〒470-0224 愛知県みよし市三好町小坂50 (0561)32-2111			

9. 規則第9条第2項の適用		適用した
適用した理由		

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数					
評価対象の事務の対象人数は何人か		<選択肢>			
いつ時点の計数か		令和7年7月1日 時点			
2. 取扱者	2. 取扱者数				
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		<選択肢> [ 500人未満 ] 1)500人以上 2)500人未満			
	いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点			
3. 重大事故					
	内に、評価実施機関において特定個人 う重大事故が発生したか	く選択肢> [ 発生なし ] 1) 発生あり 2) 発生なし			

## Ⅲ しきい値判断結果

#### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類				
	項目評価書	]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及で 3) 基礎項目評価書及で 番乗なは全項目評価書において、リス	<b>ド全項目評価書</b>
されている。	心(成長)に グいては、て1	6646重点项目时	一直人は土々ロボ   一首に630・C、7人	ンとと
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワーク	システムを通じ	た入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[  十分であん	<b>ა</b> ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[  十分であん	శ్ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[  十分である	<b>ర</b> ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[ C	]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネッ	トワークシステム	を通じた提供を除く。) [ C	]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [	]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[  十分であん	3 ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[  十分であん	<b>ა</b>	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

7. 特定個人情報の保管・消去				
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業	[ ]人手を介在させる作業はない			
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。			
9. 監査				
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査			
10. 従業者に対する教育・	啓発			
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			
11. 最も優先度が高いと表	まえられる対策 [ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する			
最も優先度が高いと考えられ る対策	[ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策    <選択肢>   1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策   2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策   3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策   4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策   5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)   6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策   7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策   8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策   9) 従業者に対する教育・啓発			
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> [ 十分である ] 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。			

#### 変更箇所

変更固定	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	Ⅵ リスク対策		新規作成	事後	
令和1年9月30日	評価書名	教育・保育給付等に関する事務	子どものための教育・保育給付若しくは子育て のための施設等利用給付の支給又は地域子ど も・子育て支援事業に関する事務	事前	
令和1年9月30日	I -1.特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ①事務の名称	教育・保育給付等に関する事務	子どものための教育・保育給付若しくは子育て のための施設等利用給付の支給又は地域子ど も・子育て支援事業に関する事務	事前	
令和1年9月30日	I-1.特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ②事務の概要	児童福祉法及び子ども・子育て支援法、その他の児童福祉に関する法令規則に基づき、教育・保育施設等の利用に係る以下の事務を行う。	児童福祉法及び子ども・子育て支援法、その他の児童福祉に関する法令規則に基づき、教育・保育施設等の利用に係る以下の事務を行う。 児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき、未移行幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業等の利用に係る以下の事務を行う。	事前	
令和1年9月30日	I-1.特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ②事務の概要	②保育所等の利用申込申請の受付及び利用 調整、決定に関する事務	②施設等利用給付認定に関する事務	事前	
令和1年9月30日	I-1.特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ②事務の概要	③保育所等の入退所管理に関する事務	③保育所等の利用申込申請の受付及び利用 調整、決定に関する事務	事前	
令和1年9月30日	I-1.特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ②事務の概要	④世帯状況や世帯員の税額等から利用者負担 金の算出、決定、徴収に関する事務	④保育所等の入退所管理に関する事務	事前	
令和1年9月30日	I - 1.特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ②事務の概要	⑤給付費の決定、支給に関する事務	⑤世帯状況や世帯員の税額等から利用者負担 金の算出、決定、徴収に関する事務	事前	
令和1年9月30日	I-1.特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ②事務の概要		⑥給付費の決定、支給に関する事務	事前	
令和1年9月30日	I-1.特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ②事務の概要		⑦施設等利用費の決定、支給に関する事務	事前	
令和1年9月30日	Ⅱ -1.対象人数	平成27年9月1日	令和1年9月30日	事前	
令和1年9月30日	Ⅱ -2.取扱者数	平成27年9月1日	令和1年9月30日	事前	
令和2年4月1日	Ⅱ -1.対象人数	令和1年9月30日	令和2年3月1日	事後	
令和2年4月1日	Ⅱ -2.取扱者数	令和1年9月30日	令和2年3月1日	事後	
令和3年4月1日	Ⅱ -1.対象人数	令和2年3月1日	2021/4/1	事後	
令和3年4月1日	Ⅱ -2.取扱者数	令和2年3月1日	2021/4/1	事後	
令和3年9月1日	I -4法令上の根拠	【特定個人情報を照会できる根拠】番号法第19 条第7号 別表第二の13の項、116の項	【特定個人情報を照会できる根拠】番号法第19 条第8号 別表第二の13の項、116の項	事後	
令和7年7月1日	I -5評価実施機関における 担当部署	健康福祉部子育て支援課 子育て支援課長	こども未来部保育課 保育課長	事後	
令和7年7月1日	I-8特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ	健康福祉部子育て支援課	こども未来部保育課	事後	
令和7年7月1日	Ⅱ-1.対象人数	令和3年4月1日	令和7年7月1日	事後	
令和7年7月1日	Ⅱ -2.取扱者数	令和3年4月1日	令和7年7月1日	事後	
令和7年7月1日	Ⅳ-8人手を介在させる作業		2)十分である 住基ネット照会によりマイナン パーを取得するのではなく、申請者からマイナ ンパーの提供を受け、その上で記載されたマイ ナンパーの真正性確認を行っている。	事後	
令和7年7月1日	IV-11最も優先度が高いと考えられる対策		1)目的外の入手が行われるリストへの対策 2) 十分である 対象者からの申請に基づき特定個 人情報を入手するため、目的外の入手が行わ れることはない。	事後	
令和7年7月1日	I-3.I個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表の127の項	番号法第9条第1項 別表第一の8の項、94の項	事後	
令和7年7月1日	I -3法令上の根拠情報提供 ネットワークシステムによる情 報連携	【特定個人情報を照会できる根拠】番号法第19 条第8号 別表第二の13の項、116の項	【特定個人情報を照会できる根拠】番号法第19 条第8号 別表の127の項	事後	